

議案第59号

北はりま消防組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、北はりま消防組合規約を別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月1日

多可町長 戸 田 善 規

## 北はりま消防組合同規約の一部を改正する規約

北はりま消防組合同規約（平成23年兵庫県指令市振第2299号）の一部を次のように改正する。

第4条中「加東市下滝野1269番地2」を「西脇市野村町1796番地の502」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

北はりま消防組合規約の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>加東市下滝野1269番地2</u>に置く。</p>	<p>(事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>西脇市野村町1796番地の502</u>に置く。</p>